

ないときは、時効によって消滅する。当該実施措置を講じた時から二十年を経過したときも、同様とする。

(要措置区域内における土地の形質の変更の禁止)
第九条 要措置区域内においては、何人も、土地の形質の変更をしてはならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 第七条第一項の規定により都道府県知事から指示を受けた者が汚染除去等計画に基づく実施措置として行う行為

二・三 (略)

(適用除外)

第十条 第三條第七項及び第四條第一項の規定は、第七条第一項の規定により都道府県知事から指示を受けた者が汚染除去等計画に基づく実施措置として行う行為については、適用しない。

第二節 形質変更時要届出区域

(形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令)

第十二条 形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 土地の形質の変更の施行及び管理に関する方針(環境省令で定めるところにより、環境省令で定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたものに限る。)に基づく次のいずれにも該当する土地の形質の変更

イ 土地の土壌の特定有害物質による汚染が専ら自然又は専ら土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして環境省令

置等を講じた時から二十年を経過したときも、同様とする。

(要措置区域内における土地の形質の変更の禁止)
第九条 要措置区域内においては、何人も、土地の形質の変更をしてはならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 第七条第一項の規定により都道府県知事から指示を受けた者が指示措置等として行う行為

二・三 (略)

(適用除外)

第十条 第四條第一項の規定は、第七条第一項の規定により都道府県知事から指示を受けた者が指示措置等として行う行為については、適用しない。

第二節 形質変更時要届出区域

(形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令)

第十二条 形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

(新設)

置等を講じた時から二十年を経過したときも、同様とする。

(要措置区域内における土地の形質の変更の禁止)
第九条 要措置区域内においては、何人も、土地の形質の変更をしてはならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 第七条第一項の規定により都道府県知事から指示を受けた者が指示措置等として行う行為

二・三 (略)

(適用除外)

第十条 第四條第一項の規定は、第七条第一項の規定により都道府県知事から指示を受けた者が指示措置等として行う行為については、適用しない。

第二節 形質変更時要届出区域

(形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令)

第十二条 形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

で定める要件に該当する土地における土地の形質の変更
口 人の健康に係る被害が生ずるおそれがないものとして環境省令で定める要件に該当する土地の形質の変更

2・3 (略)

4} 第一項第一号の土地の形質の変更をした者は、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める期間ごとに当該期間中において行った当該土地の形質の変更の種類、場所その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。
5} (略)

(適用除外)
第十三条 第三條第七項及び第四條第一項の規定は、形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更については、適用しない。

第三節 雑則

(指定の申請)

第十四条 土地の所有者等は、第三條第一項本文及び第八項、第四條第三項本文並びに第五條第一項の規定の適用を受けない土地（第四條第二項の規定による土壤汚染状況調査の結果の提出があった土地を除く。）の土壤の特定有害物質による汚染の状況について調査した結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が第六條第一項第一号の環境省令で定める基準に適合しないと判断するときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該土地の区域について同項又は第十一條第一項の規定による指定を申請することができる。この場合において、当該土地に当該申請に係る所有者等以外の所有者等があるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

(台帳)

2・3 (略)

1・3 (略)

4} (略)

(適用除外)
第十三条 第四條第一項の規定は、形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更については、適用しない。

第三節 雑則

(指定の申請)

第十四条 土地の所有者等は、第三條第一項本文、第四條第三項本文及び第五條第一項の規定の適用を受けない土地（第四條第二項の規定による土壤汚染状況調査の結果の提出があった土地を除く。）の土壤の特定有害物質による汚染の状況について調査した結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が第六條第一項第一号の環境省令で定める基準に適合しないと判断するときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該土地の区域について同項又は第十一條第一項の規定による指定を申請することができる。この場合において、当該土地に当該申請に係る所有者等以外の所有者等があるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

(台帳)

2・3 (略)

1・3 (略)

4 (略)

(適用除外)
第十三条 第四條第一項の規定は、形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更については、適用しない。

第三節 雑則

(指定の申請)

第十四条 土地の所有者等は、第三條第一項本文、第四條第二項及び第五條第一項の規定の適用を受けない土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について調査した結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が第六條第一項第一号の環境省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該土地の区域について同項又は第十一條第一項の規定による指定を申請することができる。この場合において、当該土地に当該申請に係る所有者等以外の所有者等があるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

(台帳)

2・3 (略)

第十五条 都道府県知事は、要措置区域の台帳、形質変更時要届出区域の台帳、第六条第四項の規定により同条第一項の指定が解除された要措置区域の台帳及び第十一条第二項の規定により同条第一項の指定が解除された形質変更時要届出区域の台帳（以下この条において「台帳」という。）を調製し、これを保管しなければならない。

2・3 (略)

第四章 汚染土壌の搬出等に関する規制

第一節 汚染土壌の搬出時の措置

（汚染土壌の搬出時の届出及び計画変更命令）

第十六条 要措置区域又は形質変更時要届出区域（以下「要措置区域等」という。）内の土地の土壌（指定調査機関が環境省令で定める方法により調査した結果、特定有害物質による汚染状態が第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合すると都道府県知事が認めたものを除く。以下「汚染土壌」という。）を当該要措置区域等外へ搬出しようとする者（その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行う者とする者を除く。）は、当該汚染土壌の搬出に着手する日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りでない。

一～三 (略)

四 当該汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称

五 当該汚染土壌を処理する場合にあつては、当該汚染土壌を処理する者の氏名又は名称

六 当該汚染土壌を処理する場合にあつては、当該汚染土壌を処理する施設の所在地

七 当該汚染土壌を第十八条第一項第二号に規定する土地の形質の変更を使用する場合にあつては、当該土地の形質の変更をする形質変更時要届出区域の所在地

八 当該汚染土壌を第十八条第一項第三号に規定す

第十五条 都道府県知事は、要措置区域の台帳、形質変更時要届出区域の台帳、第六条第四項の規定により同条第一項の指定が解除された要措置区域の台帳及び第十一条第二項の規定により同条第一項の指定が解除された形質変更時要届出区域の台帳（以下この条において「台帳」という。）を調製し、これを保管しなければならない。

2・3 (略)

第四章 汚染土壌の搬出等に関する規制

第一節 汚染土壌の搬出時の措置

（汚染土壌の搬出時の届出及び計画変更命令）

第十六条 要措置区域又は形質変更時要届出区域（以下「要措置区域等」という。）内の土地の土壌（指定調査機関が環境省令で定める方法により調査した結果、特定有害物質による汚染状態が第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合すると都道府県知事が認めたものを除く。以下「汚染土壌」という。）を当該要措置区域等外へ搬出しようとする者（その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行う者とする者を除く。）は、当該汚染土壌の搬出に着手する日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りでない。

一～三 (略)

四 当該汚染土壌を運搬する者及び当該汚染土壌を処理する者の氏名又は名称

五 当該汚染土壌を処理する施設の所在地

（新設）
（新設）

（新設）

第十五条 都道府県知事は、要措置区域の台帳及び形質変更時要届出区域の台帳（以下この条において「台帳」という。）を調製し、これを保管しなければならない。

2・3 (略)

第四章 汚染土壌の搬出等に関する規制

第一節 汚染土壌の搬出時の措置

（汚染土壌の搬出時の届出及び計画変更命令）

第十六条 要措置区域又は形質変更時要届出区域（以下「要措置区域等」という。）内の土地の土壌（指定調査機関が環境省令で定める方法により調査した結果、特定有害物質による汚染状態が第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合すると都道府県知事が認めたものを除く。以下「汚染土壌」という。）を当該要措置区域等外へ搬出しようとする者（その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行う者とする者を除く。）は、当該汚染土壌の搬出に着手する日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りでない。

一～三 (略)

四 当該汚染土壌を運搬する者及び当該汚染土壌を処理する者の氏名又は名称

五 当該汚染土壌を処理する施設の所在地

る土地の形質の変更を使用する場合にあつては、当該土地の形質の変更をする要措置区域等の所在

九・十 (略)
2 4 (略)

(汚染土壌の処理の委託)

第十八条 汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出する者(その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行う者を除く。)は、当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 (略)

二 自然由来等形質変更時要届出区域内の自然由来等土壌を、次のいずれにも該当する他の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させるために搬出を行う場合

イ 当該自然由来等形質変更時要届出区域と土壌の特定有害物質による汚染の状況が同様であるとして環境省令に定める基準に該当する自然由来等形質変更時要届出区域

ロ 当該自然由来等土壌があつた土地の地質と同じであるとして環境省令に定める基準に該当する自然由来等形質変更時要届出区域

三 一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の要措置区域等の間において、一の要措置区域から搬出された汚染土壌を他の要措置区域内の土地の形質の変更に、又は一の形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壌を他の形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させるために搬出を行う場合

四・五 (略)
2 前項第二号の「自然由来等形質変更時要届出区域

一とは、形質変更時要届出区域のうち、土壌汚染状況調査の結果、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして環境省令で定める要件に該当する土地の区域をいい、同号の「自然由来等土壌」とは、当該区域内の汚

六・七 (略)
2 4 (略)

(汚染土壌の処理の委託)

第十八条 汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出する者(その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行う者を除く。)は、当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 (略)

(新設)

(新設)

二・三 (略)
(新設)

六・七 (略)
2 4 (略)

(汚染土壌の処理の委託)

第十八条 汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出する者(その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行う者を除く。)は、当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 (略)

二・三 (略)

染土壤をいう。

3 前項本文の規定は、非常災害のために必要な応急措置として汚染土壤を当該措置区域等外へ搬出した者について準用する。ただし、当該搬出をした者が汚染土壤処理業者であつて当該汚染土壤を自ら処理する場合は、この限りでない。

(措置命令)

第十九条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合において、汚染土壤の特定有害物質による汚染の拡散の防止のため必要があると認めるときは、当該各号に定める者に対し、相当の期限を定めて、当該汚染土壤の適正な運搬及び処理のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

一 (略)

二 前条第一項(同条第三項)において準用する場合を含む。の規定に違反して当該汚染土壤の処理を汚染土壤処理業者に委託しなかつた場合 当該汚染土壤を当該措置区域等外へ搬出した者(その委託を受けて当該汚染土壤の運搬のみを行った者を除く。)

(管理票)

第二十条 (略)

2 8 (略)

9 前各項の規定は、汚染土壤を他人に第十八条第一項第二号又は第三号に規定する土地の形質の変更に使用させる場合について準用する。この場合において、第一項中「当該委託が汚染土壤の処理のみに係るものである場合にあつては、その処理を委託した者」とあるのは、「運搬を委託しない場合にあつては、当該汚染土壤を土地の形質の変更に使用する者」と、「運搬又は処理を受託した者」とあるのは、「運搬を受託した者又は土地の形質の変更に使用する者」と、第三項中「処理を委託された者」とあるのは、「土地の形質の変更に使用する者」と、第四項中「の処理を受託した者(以下「処理受託者」という。)」とあるのは、「

2 前項本文の規定は、非常災害のために必要な応急措置として汚染土壤を当該措置区域等外へ搬出した者について準用する。ただし、当該搬出をした者が汚染土壤処理業者であつて当該汚染土壤を自ら処理する場合は、この限りでない。

(措置命令)

第十九条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合において、汚染土壤の特定有害物質による汚染の拡散の防止のため必要があると認めるときは、当該各号に定める者に対し、相当の期限を定めて、当該汚染土壤の適正な運搬及び処理のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

一 (略)

二 前条第一項(同条第二項)において準用する場合を含む。の規定に違反して当該汚染土壤の処理を汚染土壤処理業者に委託しなかつた場合 当該汚染土壤を当該措置区域等外へ搬出した者(その委託を受けて当該汚染土壤の運搬のみを行った者を除く。)

(管理票)

第二十条 (略)

2 8 (略)

(新設)

2 前項本文の規定は、非常災害のために必要な応急措置として汚染土壤を当該措置区域等外へ搬出した者について準用する。ただし、当該搬出をした者が汚染土壤処理業者であつて当該汚染土壤を自ら処理する場合は、この限りでない。

(措置命令)

第十九条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合において、汚染土壤の特定有害物質による汚染の拡散の防止のため必要があると認めるときは、当該各号に定める者に対し、相当の期限を定めて、当該汚染土壤の適正な運搬及び処理のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

一 (略)

二 前条第一項(同条第二項)において準用する場合を含む。の規定に違反して当該汚染土壤の処理を汚染土壤処理業者に委託しなかつた場合 当該汚染土壤を当該措置区域等外へ搬出した者(その委託を受けて当該汚染土壤の運搬のみを行った者を除く。)

(管理票)

第二十条 (略)

2 8 (略)